

## 《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》简析

2015 年 03 月 10 日，国家发展和改革委员会与商务部正式发布《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》（以下简称“2015 版《投资目录》”），取代《外商投资产业指导目录（2011 年修订）》（以下简称“2011 版《投资目录》”）。《投资目录》作为中国政府管理外商直接投资的核心文件，明确将外商投资产业分为鼓励类、限制类、禁止类（《投资目录》之外的为允许类）；并且，就特别行业规定了外商投资的股比限制及与中国企业合作的要求。2015 版《投资目录》为第六次修订，也是历次修订中修改规模较大的一次。

## 一、2015 版《投资目录》的修订原则

此次修订主要遵循四方面的原则：

1. 积极主动扩大开放。进一步推进一、二、三产业开放，重点扩大服务业和一般制造业开放，复制推广中国（上海）自由贸易试验区试点经验。例如，上海自贸区允许外商以合资、合作形式（中方控股）从事中国传统工艺的绿茶加工。2015 版《投资目录》将“我国传统工艺的绿茶及特种茶加工（名茶、黑茶等）”从禁止类调整为允许类。
2. 转变外资管理方式。充分发挥市场在资源配置中的决定性作用，通过节能、环保、技术、安全等措施能够实现内外资一致监管的条目不再列入限制类外商投资产业。
3. 调整优化经济结构。鼓励外商投资现代农业、高新技术、先进制造、节能环保、新能源、现代服务业等领域，承接高端产业转移；鼓励外商投资研发环节。
4. 进一步增加透明度。允许类项目不对外资进行股比限制，其他类的外商投资产业项目的股比限制均在《投资目录》中列明。

## 二、2015 版《投资目录》的变化概要

相比于 2011 版《投资目录》，2015 年版《投资目录》的变化主要体现在以下方面：

1. 条目变化：第一，大幅减少限制类条目，限制类条目从 2011 版《投资目录》的 79

## 「外商投資産業指導目錄（2015 年改正版）」を簡潔に分析する

2015 年 3 月 10 日、国家発展改革委員会と商務部は「外商投資産業指導目錄（2015 年改正版）」（以下「2015 年版「投資目錄」という）を正式に公布し、「外商投資産業指導目錄（2011 年改正版）」（以下「2011 年版「投資目錄」という）と入れ替えた。「投資目錄」は中国政府が外資の直接投資を管理する主要文書であり、外商投資産業を奨励類、制限類、禁止類（「投資目錄」に記載された以外は許可類となる）に明確に区分し、且つ特別な業種については外資の持分比率規制および中国企業との共同経営に関する要求を定めている。2015 年版「投資目錄」は六度目の改正であり、過去の改正の中でも規模の大きなものでもある。

## 一、2015 年版「投資目錄」の改正原則

今次改正では主に以下の四つの方面の原則を遵守している。

1. 開放を積極的、能動的に拡大する。第一、第二、第三次産業の開放の更なる推進、サービス業および一般製造業の開放の重点拡大、中国（上海）自由貿易試験区における試行経験の模倣普及を進める。例えば、上海自由貿易区では外資が合弁、合作形式（中国側持分支配）で中国伝統工芸の緑茶加工に従事することを認めている。2015 年版「投資目錄」では「中国伝統工芸の緑茶および特別茶の加工（名茶、黒茶など）」を禁止類から許可類に調整している。
2. 外資管理方式を転換する。市場の資源配置における決定的な役割を十分に発揮し、省エネ、環境保護、技術、安全などの措置を通じて内外資同一の監督管理を実現できる条目については、今後、制限類外商投資産業に組み入れない。
3. 経済構造の調整・最適化を行う。外資の現代農業、ハイテク、先進製造業、省エネ環境保護、新エネルギー、現代サービス業などの分野への投資を奨励し、ハイエンド産業の移転を受け入れる。外資による研究開発段階への投資を奨励する。
4. 透明度を更に増す。許可類プロジェクトについては外資に対する持分比率規制を行わず、その他の分類の外商投資産業プロジェクトの持分比率規制については、いずれも「投資目錄」に明記する。

## 二、2015 年版「投資目錄」の変更の概要

2011 年版「投資目錄」と比べ、2015 年版「投資目錄」の変更は主に以下の方面である。

1. 条目的変化：第一に、制限類条目が大幅に減少した。制限類条目は 2011 年版「投資目錄」

条减少到 38 条。第二，放宽外资股比限制，“合资、合作”条目从 2011 年版《投资目录》的 43 条减少到 15 条，与“中方控股”有关的条目从 2011 年版《投资目录》的 44 条减少到 35 条。第三，鼓励类条目数量基本不变，保持政策总体稳定性和连续性。

2. 行业变化：基本放开一般制造业；取消和放宽电子商务、连锁经营、支线铁路、地铁、轻轨、海上运输、演出场所等行业的股比要求；直销、邮购、进出口商品检验检疫、铁路货物运输、保险经纪公司、财务公司、信托公司、货币经纪公司 etc. 不再列入限制类；建筑设计、养老机构列入鼓励类。
3. 兜底条款取消：2015 年版《投资目录》删除了“国务院专项规定或产业政策另有规定的，从其规定”这一兜底条款。此修改对外商投资监管将产生重大影响：一方面表明 2015 年版《投资目录》统一了之前中国各个行业主管部门规定的外资限制；另一方面意味着除以“法律、法规”形式对外资准入进行限制和禁止外，今后中国各个行业主管部门不能再另行对外资规定限制条件。

### 三、2015 年版《投资目录》放开和调整的具体产业（部分）

#### 1. 放开的产业

相关产业	2011 年版《投资目录》	2015 年版《投资目录》
演出场所经营	鼓励类（中方控股）	鼓励类
会计、审计	鼓励类（限于合作、合伙）	鼓励类（首席合伙人需具有中国国籍）
物联网技术开发与应用	允许类	鼓励类
养老机构		
工业设计、建筑设计、服装设计等创意产业		
直销、邮购、网上销售	限制类	允许类
房地产业（包括土地成片开发；高档宾馆、高档写字楼和国际会展中心的建设、经营；房地产二级市场交易		

の 79 条から 38 条に減少した。第二に、外資持分比率規制が緩和され、「合弁、合作」条目は 2011 年版「投資目録」の 43 条から 15 条に減少し、「中国側持分支配」に係る条目は 2011 年版「投資目録」の 44 条から 35 条に減少した。第三に、奨励類条目の数量は基本的に変わらず、政策全体の安定性と連続性を保っている。

2. 業種の変化：基本的に一般製造業を自由化した。電子商取引、フランチャイズ経営、支線鉄道、地下鉄、軽量軌道交通、海上輸送、公演場所経営などの業種に関する持分比率要求の廃止および緩和を行った。直接販売、通信販売、輸出入商品の検査認証、鉄道貨物輸送、保険ブローカー、ファイナンス会社、信託会社、為替ブローカーなどを、今後制限類に組み入れない。建築設計、老人介護機構を奨励類に組み入れる。
3. 雑則の廃止：2015 年版「投資目録」は「國務院の個別規定または産業政策に別途規定がある場合、その規定に従う」との雑則を削除した。本修正は外資の監督管理に対し重大な影響を及ぼすものであり、一つには 2015 年版「投資目録」がこれまで中国の個々の業種主管部門が定めていた外資規制を統一することを示し、もう一つには「法令」形式で外資参入に対する制限および禁止を設けている場合を除き、今後、中国各業種主管部門は外資に対し制限条件を別途設けることができないことを意味する。

### 三、2015 年版「投資目録」で自由化および調整された具体的な産業（一部）

#### 1. 自由化された産業

関連産業	2011 年版「投資目録」	2015 年版「投資目録」
公演場所経営	奨励類（中国側持分支配）	奨励類
会計、監査	奨励類（合作、パートナーシップ制に限る）	奨励類（首席パートナーは中国国籍でなければならない）
モノのインターネット技術開発と応用	許可類	奨励類
老人介護施設		
工業設計、建築設計、アパレルデザインなどのクリエイティブ産業		
直接販売、通信販売、オンライン販売	制限類	許可類
不動産業（大規模土地開発、高級ホテル、高級オフィスビルおよび国際展示場の建設、経営、不動産二次市		

及房地产中介、经纪公司)		
财务公司、信托公司、货币经纪公司、保险经纪公司		
电网的建设、经营	限制类 (中方控股)	鼓励类 (中方控股)
娱乐场所经营	限制类 (限于合资、合作)	允许类
音像制品(除电影外)的分销	限制类 (限于合作)	允许类
证券公司	限制类 (外资比例不超过1/3)	限制类 (外资比例不超过49%)
高尔夫球场、别墅的经营	禁止类	允许类

場取引および不動産仲介会社、ブローカーなどを含む)		
ファイナンス会社、信託会社、為替ブローカー、保険ブローカー		
送電網の建設、経営	制限類 (中国側持分支配)	奨励類 (中国側持分支配)
アミューズメント施設の経営	制限類 (合併、合作に限る)	許可類
音響映像製品(映画は除く)の販売	制限類 (合作に限る)	許可類
証券会社	制限類 (外資の割合が1/3を超えない)	制限類 (外資比率が49%を超えない)
ゴルフ場、別荘の経営	禁止類	許可類

## 2. 調整の産業

相关产业	2011 版 《投资目录》	2015 版 《投资目录》
高等教育机构	限制类 (限于合资、合作)	限制类 (限于合作, 中方主导) *中方主导是指校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍, 中外合作办学机构的理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2(下同)。
普通高中教育机构	限制类 (限于合作)	限制类 (限于合作, 中方主导)
学前教育机构	允许类	限制类 (限于合作, 中方主导)
医疗机构	允许类	限制类 (限于合资、合作)
汽车整车、专用汽车和摩托车制造	允许类	限制类 【中方股比不低于50%, 同一家外商可在国内建立两家(含两家)以下生产同类(乘用车类、商用车类、摩托车类)整车产品的合资企业, 如与中方合资伙伴联合兼并国内其他汽车生产企业可不受两家的限制】

## 2. 調整された産業

関連産業	2011 年版 「投資目録」	2015 年版 「投資目録」
高等教育機関	制限類 (合併、合作に限る)	制限類 (合作に限り、中国側主導) *中国側主導とは、校長または主な経営責任者が中国国籍であり、中外合作教育機関の理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回らないことを指す(以下同じ)。
普通高等学校教育機関	制限類 (合作に限る)	制限類 (合作に限り、中国側主導)
就学前教育機関	許可類	制限類 (合作に限り、中国側主導)
医療機関	許可類	制限類 (合併、合作に限る)
自動車完成車、専用車両およびオートバイの製造	許可類	制限類 【中国側持分比率は50%を下回ってはならない。同じ外国投資家が国内において2社以下(2社を含む)の同類(乗用車類、商用車類、オートバイ類)の完成車製品を製造する合併企業を設立することができ、中国側合併パートナーと共同で国内のその他の自動車製造企業を買収する場合には2社の制限を受

电子商务	允许类	限制类 (无外资股比限制)
法律咨询	限制类 ——法律 咨询	禁止类 ——中国法律事务咨 询(提供有关中国法 律环境影响的信息除 外)
烟草的批 发、零售	限制类 (设立超 过 30 家 分店、销 售来自多 个供应商 的不同种 类和品牌 商品的连 锁店由中 方控股)	禁止类 ——烟叶、卷烟、复 烤烟叶及其他烟草制 品的批发、零售
网络出版服 务		
经营文物拍 卖的拍卖企 业、文物商 店	允许类	禁止类

总体来说, 2015 版《投资目录》显现出中国政府进一步鼓励外商投资、增加透明度、降低市场准入门槛的决心和努力。伴随着 2015 版《投资目录》的生效, 未来外商投资领域的相关法律制度将发生巨大变革, 并推动在中国的新一轮外商投资热潮。

(里兆律师事务所 2015 年 05 月 07 日编写)

		けない】
電子商取引	許可類	制限類 (外資持分比率の規 制はない)
法律コンサル ティング	制限類 ——法 律 コンサル ティ ング	禁止類 ——中国法律事務コ ンサルティング(中国 法律環境影響に関する 情報の提供は除く)
タバコの卸 売、小売	制限類 (30 社を 超える支 店、複数 の供給業 者からの 様々な種 類および ブランド の商品を 販売する チェーン 店の設立 については 中国側持 分支配と する)	禁止類 ——葉タバコ、巻きタバ コ、再乾燥葉タバコお よびその他のタバコ製 品の卸売、小売
オンライン出 版サービス		
文化財の競 売に従事す る競売企 業、骨董店	許可類	禁止類

全体として、2015 年版「投資目録」は中国政府の外資による投資の更なる奨励、透明度の向上、市場参入条件の引下げに関する決意と努力を表している。2015 年版「投資目録」の発効に従い、今後、外商投資分野の関連法律制度に巨大な変革が現れ、中国での新たな外商投資の波を呼び起こすものと思われる。

(里兆法律事務所が 2015 年 5 月 7 日付で作成)